

3

公益社団法人伊達市シルバー人材センター 役員等費用弁償規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第25条に基づく、センターの役員等に費用弁償の支給額について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規則による支給の対象は次のとおりとし、別表により支給する。

- 2 総会又は理事会において設置を決めた各種委員会の委員長が招集及び成立した委員会に出席したとき。
- 3 センターの事業目的達成に必要と認め、理事長が招集したとき。
- 4 その他、事務費規程第6条による事案の決定について、特に協議を要すると認め、役員等を招集したとき。

(費用弁償の支給額)

第3条 費用弁償の額は、別表により予算の範囲において旅費交通費で支給する。

- 2 役員がセンターの業務上の必要により、市外出張する場合には、旅費規程の定めるところによる。

(重複支給の禁止)

第4条 この規則の実費弁償は、他の実費弁償及び旅費との重複支給はしない。

(委任)

第5条 この規則の執行について必要な事項は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附則

この規則は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター設立登記の日から施行する。

平成26年3月24日 改正

平成26年4月 1日から適用

令和2年1月24日 改正

令和2年4月 1日 から適用

別表

対 象	日当	交通費	備 考
規則第2条に定めるもの	2,700円	実費	理事、監事及びその他の者

交通費の実費は、黄金、稀府、長和、有珠、大滝の地区にあっては、最寄りのバス停留場からのバス賃とし、その他の地区については、2km以上一律300円を支給する。